

平成 29 年度 事業計画

日本経済は、政府発表でも雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復に向かうことが期待されるとしていますが、個人消費や設備投資等内需が伸び悩むなかで、日本経済の外需主導の側面は否めず、自立的な回復力は依然として力強さに欠けています。

平成 29 年度は政府はデフレから完全に脱却し、「ニッポン一億総活躍プラン」の着実な実行に向け、最重要課題と位置付ける「働き方改革」を強力に推進しようとしています。そのコアとなるのが、同一労働・同一賃金（非正規雇用の待遇改善）、長時間労働の是正、高齢者の就業促進の 3 点ですが、いずれも社会保険労務士（以下「社労士」という。）が関わるべく課題で、社労士の専門的知見への期待が今後大きくなってくると予測されます。

社会保険労務士制度（以下「社労士制度」という。）は、平成 30 年に制度創設 50 周年の大きな節目を迎えます。この 50 年の歴史のなかで時代のニーズに適確に対応するため、社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）の改正を重ね、会員の努力が実り、労働社会保険諸法令及び労務管理の専門家としての認知と国民の信頼を獲得してきました。社労士制度が今後、さらに飛躍、発展していくためには、専門士業として職業倫理、品位保持の確立徹底を図り、社会のニーズ、企業の要請に応える能力を向上させていかなければなりません。

近年、全国的に社労士の信用を失墜させるような行為、不適切な情報発信等により品位を損なわせる行為が散見されますが、社会からのニーズ、信頼が高まりをみせ、職業倫理の遵守も当然求められている状況を鑑み、全国社会保険労務士連合会（以下「連合会」という。）と連携し、より一層職業倫理・品位保持の徹底を図ることが必要と考えます。

本年 3 月で東日本大震災から 6 年が経過し、昨年政府が掲げた「復興・創生期間」も 2 年目に入っていきますが、福島県においては、避難指示解除など復興の動きは着実に進み、本格的な復興のステージへ国が前面に立って取り組むとしていますが、原発災害からの復興、特に福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉という先の見えない課題は福島県民に重くのしかかっていることは事実です。社会保障分野を支える福島県の社労士会としては、支援活動を続ける姿勢が必要であると考え、今後も復興支援事業は継続していかなければならないと考えます。

重点事業及び具体的な事業計画

I. 東日本大震災及び原発事故復興支援事業

日本史上類のない最大規模の激甚災害と言われた東日本大震災も時が経てば、国民の記憶から徐々に風化されてくることは否めません。東日本大震災と福島第一原発の事故から 6 年が経過するなかで専門士業の復興支援活動は縮小あるいは消滅されてはきましたが、社会保障分野を支える福島県の社労士会としては、本年度も復興の現状等を勘案し、連合会の支援を得て次の復興支援事業を実施します。

- (1) 復興講演会等の開催
- (2) 復興支援のための福島県社労士会総合相談所における相談会の実施（ただし、第4水曜日を除く）
- (3) 復興支援のためのいわき市役所における相談会の実施（月1回）
- (4) 昨年度より福島相双復興官民合同チームが実施している原発災害の被災事業者の事業再開・再生支援について、専門家派遣の要請に応じ、社労士業務を通して被災事業者の再開のための協力支援を復興支援事業の一環として実施する。
- (5) 福島県内自治体等との災害時における労働・年金相談に関する災害協定締結の更なる推進

II. 社労士法改正に関する事業

社労士法改正については、連合会がこれまでの経緯経過を踏まえ、会員の意見を集約しつつ、国民のニーズに応えるために必要な課題について検討し、社労士制度の更なる充実と発展を目指すとしていますが、福島県社会保険労務士会（以下「福島県会」という。）としても連合会の目指す法改正に関し、会員への周知を図り、社労士制度の充実・発展に資する連合会の法改正の実現に協力します。

III. 社労士制度創設50周年に関する事業

社労士制度が平成30年に制度創設50周年を迎えるにあたり、連合会において、社労士制度創設50周年記念事業の実施の検討を進めていますが、福島県会としても記念事業をどのような形で実施するか、予算等、広報面も合わせて具体的に検討企画をします。

IV. 資質向上に関する事業

労働社会保険諸法令及び労務管理の専門家として国民及び事業主の信頼に応え、社労士の社会的信用をさらに向上させるため、専門士業として職業倫理及び品位保持を確立する施策を講ずるとともに、会員の業務遂行能力、専門的能力向上に資する次の事業を実施し、すべての研修会への出席率向上のための施策を講じます。

また、連合会と連携して多くの企業で人事・労務面にかかる課題事項になっている「雇用の多様化への対応」に関する研修の実施を検討します。

(1) 県会主催等の研修

- ①労働社会保険諸法令（1. 2号業務分野）及び労務管理（3号業務分野）に関する研修
- ②専門的能力の向上に関する研修及び連合会のeラーニングによる専門講座の受講勧奨
※①②が体系的研修となるよう研修内容の充実を図る
- ③「雇用の多様化への対応」に関する研修
- ④新規入会者等への研修（顧客対応やコミュニケーション能力向上のための研修を含む。）
- ⑤支部研修への支援
- ⑥会員主体の自主研究会活動の支援
- ⑦北海道・東北地域協議会研修会への参加、協力

(2) 倫理研修、品位保持に関する活動

- ①国民の信頼を更に向上させるため社労士としての倫理意識の高揚、職業倫理の徹底を図り、義務研修として実施する倫理研修が3期目を迎えるにあたり、連合会のリニューアルした教材を基に有効な研修実施計画を策定し、会員の職業倫理の水準を高める。
- ②不正行為の防止並びに会員が公正さを欠く不適切な情報発信を行うことのないよう品位保持に関する研修を実施するとともに国民、事業主の苦情等に対して迅速かつ適切な対応に努め、職業倫理、品位保持の徹底を図る
- ③倫理研修未受講者の対策の強化
- ④支部における倫理研修及び品位保持に関する取組への支援

V. 社労士制度推進に関する事業

1. マイナンバー制度への対応に関する事業

社労士がマイナンバー制度へ積極的に対応している姿勢を国民にアピールし、各社労士事務所が特定個人情報について適切な安全管理措置を講じるため、連合会が導入した「社労士版特定個人情報保護評価」(SRPⅡ)により多くの会員が早期に自己宣言できるよう、連合会と連携して必要な研修等を実施します

2. 経営労務監査事業

厚生労働省の「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業」を活用できるよう福島県に働きかけを行うとともに、福島県社会福祉協議会に当該事業の周知を依頼し、社会福祉法人への労働条件審査・診断の実施を勧奨します。また、福島県をはじめとして、県内自治体への労働条件審査の提案については、導入の実績が挙げられている他県会の情報を入手し、導入実現に向けて政連と連携し、更に具体的に推進していきます。

労働条件審査・診断業務について、一般会員への研修を実施、充実させ、会員が日常の労務管理業務の一環として関与先等、一般企業への普及を促進させることで、「事業の健全な発展と労働者の福祉向上に資する」社労士の付加価値の高い業務に成長させ、業務拡充に繋げていきます。

- (1)福島県内社会福祉法人事業所への労働条件審査・診断の実施の働きかけ
- (2)政連と連携を図り、県内自治体へ指定管理者及び公共事業実施者への労働条件審査導入及び指定管理者の選定委員会への社労士の登用の働きかけ
- (3)自治体向けの労働条件審査ツール及び指定管理者選定委員の使用するチェックシートの作成
- (4)法改正等に伴う労働条件審査・診断ツール、判定基準等の整備
- (5)労働条件審査・診断業務の一般事業所への推進を図るため、会員向け研修の充実及びツールの利用促進を図るとともに関係機関、事業主団体への労働条件審査活用の広報
- (6)連合会の事業開発及び他県会や専門家、研究者等との連携を図り、労働条件審査・診断業務の内容の向上を図る

3. 社労士会労働紛争解決センター福島の運営等に関する事業

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行から10年が経過したが、あっせん制度を活用することは労使双方に利点があり、利便に適うもので、また社労士の知見を生かし、この実績を積み重ねることは、社労士制度推進に寄与するものであります。県民に対して、この制度へ

の理解を深めるため、効果的な広報施策を実施し、会員には社労士会紛争解決センター福島（以下「解決センター福島」という。）の活用を要請するとともに手続実施者等の研修を継続します。

- (1) 解決センターの利用促進と実績向上のため、効果的なチラシ、ポスターの作成・配付、ホームページの活用等の広報・宣伝の実施
- (2) 会員への解決センター福島の理解促進と積極的に活用することへの協力要請
- (3) 年金・労働総合相談所と緊密に連携及び情報交換の機会を設け、相談をあっせんへ繋げるための体制づくりに注力
- (4) あっせん委員（手続実施者）の技術向上、能力向上のための研修の実施
- (5) 法テラス、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会との連携、協力

4. 電子申請の利用促進事業

県会研修との連携で電子申請の利用促進のための研修を行うとともに電子申請の推進・啓発のため、次の事業を実施します。

- (1) 県会研修との連携による電子申請研修の開催及び電子申請の啓発、推進
- (2) マイナンバー制度に対応した社労士業務ソフト等の電子申請フェアの開催
- (3) 業務ソフトを導入した事務所のIT化の事例紹介

5. 医療労務管理コンサルタントに関する事業

医療機関における労務管理業務を受託する機会の将来的増加を図るための施策の一環として、医療労務コンサルタント新規研修及び能力アップのための研修を連合会及び北海道・東北地域協議会と連携して実施します。また、福島県社労士会総合相談所の相談員への医療労務コンサルタントの活用、医師会等へ医療労務コンサルタントについての周知・広報を行うことなど、医療労務コンサルタントの活用を通して会員の医療機関への業務拡充に繋げていきます。

6. 介護業及び保育業労務管理改善支援事業

人材の確保・定着・育成対策が重点事項とされる介護業及び保育業の労務管理改善の支援を図り、介護業及び保育の労務管理業務の拡充を進めるための施策の一環として、介護業労務管理研修及び同フォローアップ研修並びに保育業労務管理研修を連合会との連携を得て実施します。

VI. 広報等の事業

国民、事業主の皆さまに社労士の有用性の理解促進と社労士の認知度の向上を図るために、社労士のキャッチコピー『支えます！職場の安心、企業の未来』を活用し、社労士制度の周知・広報については、新聞等のマスメディア、事業主団体等を通じて行うとともに、ホームページの一般向き（非会員）サイトの充実によりアクセス数を増加させる等、多様な方法で広報活動を行います。また、12月2日の「社労士の日」等、社労士会の事業・イベントに関して、可能な範囲で新聞社に記事の持ち込みを行い、広報活動を展開します。

- (1) ホームページの活用により、社労士の業務内容、県会及び支部の事業、委託事業等をお知らせすることで、国民、事業主に社労士制度の広報を図る。また、連合会からの情報も含めて内容を充実させ、ホームページのアクセス数を増やす

- (2) ホームページに労働条件審査・診断業務の広報を掲載し、当該業務への理解促進を図る
- (3) 月間情報のダウンロード数を増やすことで業務の効率化を図る

VII. 社会貢献に関する事業

1. 福島県社労士会総合相談所の事業

年金・労働の専門家として、社労士業務を通して国民及び事業主のニーズに応え、社会に対する貢献と制度発展のために寄与する年金・労働・医療総合相談所の広報・宣伝を強化し、利用促進に努めます。また、複雑かつ高度な専門的相談に対応するため新規相談員の養成も含め、相談員研修を実施するとともに、社労士会労働紛争解決センターとの連携・支援体制を構築します。

- (1) 月1回（第4水曜日）の相談所開設
- (2) 相談所の周知のため、チラシ・ポスター、新聞広告等の広報の強化並びに関係行政、関係団体、自治体等への働きかけ
- (3) 新規相談員養成のため、相談事例等の研修実施
- (4) 相談員（一般会員も含む）に対しての年金、労働、医療労務に関する専門的研修
- (5) 定年退職者、再雇用予定者及び事業所の事務担当者を対象に街角の年金相談センターと協力し退職セミナーの実施

2. 高校生支援セミナーに関する事業

これから社会に出て働く高校生が安心して働けるよう、昨年度実施した年金、健康保険、労働保険等の社会補償制度と社会人としての心構え及労働基準法など働くときのルールや制度について、高校生支援セミナーを継続実施します。またセミナー内容の一層の充実を図り、年金事務所の年金教室との連携を検討するなど、セミナーの形式に検討を加え、セミナーの有用性、有効性の周知・広報を検討し、実施していきます。

大学生等へのセミナーの実施については、これまで意向を示した大学等を中心に訪問等によりセミナーの趣旨等の説明を行い、具体的な実施に向け協議します。

3. 成年後見制度の推進に関する事業

県会から独立した任意団体として28年3月に設立された社労士成年後見センター福島については、徐々に成年後見業務の受託が成立し、運営が軌道に乗りつつあるが、さらに運営が適切になされるよう、成年後見制度特別委員会が必要な支援を行います。

4. がん治療者等に係る就労支援事業

福島県立医科大学付属病院におけるがん治療者等に係る就労支援事業への社労士相談員の派遣など、社労士業務を通して積極的に社会貢献に努め、もって社労士に対する社会的信頼の一層の向上を図ります。

VIII. 委託事業並びに行政への協力事業

- (1) 福島労働局からの委託事業として最低賃金引上げに向けた専門家派遣・相談支援事業の実施
- (2) 福島労働局からの委託事業として非正規雇用労働者待遇改善支援事業の実施

- (3) 福島県医師会からの再委託事業として医療労務管理改善支援事業の実施
- (4) 日本年金機構からの要請による行政協力についての適切な対応
- (5) その他各種委託事業

IX. 組織の強化について

- (1) 社労士の信用を失墜させる職業倫理を逸脱した行為及び不適切な情報発信を行った会員社労士に厳正な処分または注意勧告を行う
- (2) 会員の県会活動への参加の促進並びに会員の意見・意向を真摯に取り入れ、会運営の活性化に努めます
- (3) 多岐にわたる現在の県会事業活動が適正かつ効率的に運営できるよう組織体制について見直し、整備します
- (4) 会員、支部の協力による予算の効率的執行
- (5) 会員間の親睦、交流の促進

X. 関係機関・団体との連携について

- (1) 全国社会保険労務士会連合会、北海道・東北地域協議会との連携、協力
- (2) 社会保険労務士試験、特別研修、紛争解決手続代理業務試験への協力
- (3) 関係行政機関、団体との連絡、調整
- (4) 関係士業、団体との情報交換、協力
- (5) 福島県医師会及び地区医師会との連携強化

XI. 街角の年金相談センター福島の運営

年金の受給資格期間短縮が平成29年8月から施行されることにより、相談件数の増加が見込まれるため、平成29年度の街角の年金相談センター福島（以下「街角センター福島」という。）の運営については業務委託社労士、職員を合わせ、前年度同様5人体制の運営となるが、社労士会が運営する年金相談センターにふさわしい年金相談の質とサービスの維持、向上を図ります。また、技術面、マナー面、お客様への配慮等、相談力の向上を図り、日本年金機構の設置基準を上回る相談件数を確保するため努力します。